

## 神奈川県造林補助事業実施要領

### (趣 旨)

第1 神奈川県造林補助事業（以下「事業」という。）の実施については、神奈川県造林補助事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）及び森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）によるほか、この要領によるものとする。

### (次年度の事業予定量)

第2 地域県政総合センター所長及び横浜川崎地区農政事務所長（以下「所長」という。）は、管内の翌年度の事業予定量を調査し、その結果を第1号様式及び第2号様式により7月末日までに緑政部長（以下「部長」という。）に報告するものとする。

### (事業内容等の細則)

第3 事業内容等については、要綱第2条において定めるほか、次のとおりとする。

- (1) 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。
- (2) 人工造林又は樹下植栽等の対象樹種は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢が10年以上のものとする。また、事業主体は、樹種及び施工地等について横浜川崎地区農政事務所及び各地域県政総合センターの林業普及指導員に事前に相談し、土壤や植栽時期、郷土樹種の活用等を考慮して実施することとする。
- (3) 人工造林又は樹下植栽等において「スギ、ヒノキ、カラマツ」の植栽に含むことのできる経費は、令和9年4月以降は、1ha当たり2,500本以下の本数による植栽によるものとする。なお、保安林の指定施業要件において、植栽本数の指定がある場合はこの限りではない。
- (4) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。
- (5) 補植は、人工造林により1,500本/ha以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率（枯損苗本数/植栽本数）がおおむね30%以上発生した場合に、植栽の実施の翌年度の初日から起算して5年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として1回に限り行えるものとする。なお、山地災害危険地区等の土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所においては、県交付要綱別表2のシ(1)の(イ)の鳥獣施設等の改良と一体的に行う場合に限り、気象害等に鳥獣害も含めることとし、人工造林により1,500本/ha以上の植栽を行った森林であっても、補植後の植栽密度が2,000本/haを超えない範囲で追加的な植栽を行うことができる。
- (6) 事業体は、同施行地において4回目以降の下刈りを実施する場合は、その必要性について横浜川崎地区農政事務所及び各地域県政総合センターの林業普及指導員に事前に相談するものとする。
- (7) 雪起こしは、育成しようとする立木の成立本数の30%以上が倒伏した林分において実施するものとする。
- (8) 倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した年度及び翌年度内とする。
- (9) 除伐において、不用木を全て除去（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう。）するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の10%未満とする。
- (10) 保育間伐、間伐及び更新伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成し

ようとする樹木の立木本数の 20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から 20%未満とすることが適切であると判断される場合は 10%）以上伐採する場合に補助対象とする。

- (11) 除伐、保育間伐、間伐、更新伐及び一貫作業の実施に当たっては、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって 5 年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、(10) の規定により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を 20%未満とすることが適切であると判断され 10%以上 20%未満の伐採が行われた保育間伐、間伐又は更新伐の施行地については、この限りではない。
- (12) 要綱別表 1 の特定機能回復事業 (1) による保育間伐及び更新伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。また、早期に実施する必要があると認められる場合においては、(9) の規定（ただし書の規定を除く。）は適用しない。
- (13) 更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。）を行う場合、伐採率はおおむね 70%以下（ただし、森林法第 11 条に規定する森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づいて行う場合は、この限りではない）の定性間伐を行うものとする。
- (14) 更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合、主林木の伐採率は当該主林木のおおむね 50%以下の定性伐採（0.05ha 以下の群状伐採を含む。）とし、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の 2 倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。
- (15) 間伐、更新伐を行った場合の伐採木の搬出材積とは、原則として搬出した丸太の材積とする。
- (16) 間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用する場合には、当該伐採木の材積は、前項で定める搬出材積としては扱わないものとする。
- (17) 面的複層林施業の一環として更新伐を実施する場合は、「面的複層林施業の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 林整整第 925 号林野庁長官通知）に定める方法により伐採を行うものとする。
- (18) 更新伐を実施した施行地については、天然更新作業又は広葉樹の植栽を行い、適切な更新を図らなければならない。
- (19) 一貫作業は、「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」（平成 30 年 3 月 29 日付け 29 林整整第 977 号林野庁森林整備部整備課長通知）に則り、各作業を並行又は連続して実施するものとする。また、前生樹を伐採するに当たり、生物多様性の保全の観点から、高木性の広葉樹等については、単木的に保残することができるものとする。一貫作業における植栽については、(2) 及び(5) を準用する。なお、水源林長期施業受委託事業の契約地（当該契約地を解約して実施する場合も含む）における一貫作業は対象外とする。
- (20) 鳥獣害防止施設等整備については、当該鳥獣害防止施設等整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって 2 年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して 5 年後までの間に実施できるものとする。また、防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地（予定地を含む。）が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。なお、食害防護資材設置については、横浜川崎地区農政事務所及び各地域県政総合センターの林業普及指導員に事前に相談するものとする。
- (21) 林床保全整備については、造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって 2 年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して 5 年後までの間に実施できるものとする。
- (22) 森林作業道の開設については、施業対象区域の拡大を伴わないなど森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設は実施できないものとする。
- (23) 要綱別表 2 のスに規定する、「一定期間施業に先行して実施される」とは、森林作業道の整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に実施されることであり、この期間内に施業を行うことを原則とする。なお、この期間内に施業が行われなかった場合は、その事由を明

らかにするものとする。

- (24) 先行実施された森林作業道整備への補助金交付に当たっては、整備後に実施する施業について確認するものとする。
- (25) 森林作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当すること。  
ア 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の復旧に係る事業費をいう。）がおおむね 20 万円以上であること。  
イ 復旧の内容については、「神奈川県森林作業道作設指針」第3に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。
- (26) 要綱別表1の2 (1)「被害森林整備」を松くい虫被害林分において行う場合には、本数被害率が 5 %以上の松林（天然林を含む。）において実施することができるものとする。

#### (事業規模の細則)

- 第4 要綱別表1で定める「一施行地」とは、原則として接続する区域とする。「原則として接続する区域」とは、一体的に実施すべき事業であって、同一事業主体により、同一時期に事業が施行され、地理的条件が社会通念上、一施行地とみなしえる区域とする。
- 2 施行地内の施業が不要な箇所であって、1カ所の面積が原則 0.01ha 以上であるものは除地とする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等の生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が 0.01ha 以上であっても除地としないことができるが、その場合の植栽不可能地面積の合計は 1ha 当たり 0.1ha を超えないものとする。
- 3 要綱別表1の事業規模で定める搬出材積 (ha 当たり 10 m<sup>3</sup>以上) には、間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用した分の材積は含めないものとする。

#### (事業主体等の細則)

- 第5 森林所有者のうち、分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 2 条に規定する分収林契約（以下「分収林契約」という。）を締結した者にあっては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。
- 2 鳥獣害防止施設等整備、林床保全整備又は森林作業道整備の事業主体は、当該事業主体以外の事業主体が一体的に行うべき事業を実施する場合にも、補助対象とすることができます。
- 3 要綱別表1の欄外（注2）における「自ら所有する森林」には、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。

#### (事業計画)

- 第6 所長は、知事が森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）第 2 の 1 に該当する森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）を作成するにあたり、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握した上で、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴くとともに、市町村森林整備計画の達成に資するものとなるよう関係市町村と協議調整を図り、市町村長の同意を得たうえで、別に定める日までに、部長へ第 3 号様式により申請するものとする。
- 2 事業計画の計画期間は原則 5 年間とする。
- 3 所長は、次の項目に変更が生じる場合は、森林環境保全整備事業計画変更承認申請書（第 4 号様式）により部長に変更申請するものとする。  
(1) 森林整備の総面積の 3 割を超える増減  
(2) 総事業費の 3 割を超える増減
- 4 部長は、（変更）承認申請された内容を確認し、その内容が適正であると認める場合は、森林整備事業（変更）計画承認通知書（第 5 号様式）により所長へ通知するものとする。

#### (実施計画)

- 第7 所長は、当年度及び翌年度の造林補助事業について、別に定める実施計画を、別に定められた日までに部長に提出するものとする。

### (維持管理)

第8 事業主体は、原則として本事業により整備した施設の維持管理を行うものとする。

- 2 事業主体は、他の森林組合等を指定し、維持管理の一部又は全部を行わせることができる。この場合、あらかじめ所長に届け出るものとする。
- 3 森林作業道の開設若しくは復旧を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、すべての森林作業道について現況を十分把握し、適切な維持管理を行うため、森林作業道台帳（第6号様式）を作成するとともに、知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう管理を行うものとする。

### (補助金額の算定)

第9 補助金額は、次式により求めるものとする。

$$\text{標準経費} \times \text{査定係数} \times 1 / 100 \times \text{要綱第5条第2項に規定する補助率}$$

- 2 標準経費は、次式により求めるものとする。  
$$\text{事業量} \times (\text{標準単価} \times (1 + \text{間接费率}))$$
  - (1) 申請者から要綱別紙7に係る書類の提示があり、それらの払い込み済み証明書等の証拠書類がある場合は、間接費を標準単価に加算することができるものとする。
  - (2) 事業量は実際に作業を行った面積等とする。面積はhaとし、単位以下3位を四捨五入、延長はmとし、単位以下2位を切捨て1位止めとする。
  - (3) 標準経費に査定係数を乗じた事業費については、1万円以上は、千円止（千円未満切り捨て）、1万円未満は百円止（百円未満切り捨て）とする。
- 3 標準単価は、毎年度知事が定めるものとする。
- 4 間接費は、現場監督費及び社会保険料等とし、その率は次のとおりとする。
  - (1) 現場監督費  
委託、請負等の実施形態にかかわらず、雇用契約や個人（一人親方等）に対し仕様書、指示書、日報等による実質的な管理・監督の記録がある場合に限り加算できるものとし、その率は、21.0%とする。また、熱中症対策として、7月1日から8月31日までの期間に、事業期間の過半を占める下刈りにおいては、標準単価の1%に相当する額を現場監督費とは別に間接費に加算することができる。
  - (2) 社会保険料等  
施行地ごとに、事業に従事した各現場労働者について社会保険等（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金及び退職金共済制度）の加入状況に応じ表1に示す点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて、標準単価に表2に示す率を乗じた額を加算できるものとする。

表1

種 別	点数	
労災保険	6点	
雇用保険	1点	
健康保険	5点	
厚生年金保険	10点	
退職金共済制度	中小企業退職金共済制度以外 中小企業退職金共済制度	2点 3点

表2

平均点	加算率
1点以上 7点未満	3%
7点以上 13点未満	10%
13点以上 23点未満	13%
23点以上	18%

- 5 1項の規定にかかわらず、市町村請負により事業を実行した場合の補助金額の算定は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求められた額とする。
- 6 間伐については、実施方法にかかわらず、7齢級以下の森林のみからなる施行地について初回の搬出が車両系集材システムの場合は、列状伐採の単価を適用する。ただし、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20%未満とすることが適切と判

断され、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地は、この限りではない。

- 7 間伐、更新伐、一貫作業の施行地に係る事業量は、既設の森林作業道（「神奈川県森林作業道作設指針」に適合するもの）がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。
- 8 間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金額は、同一の申請単位に係る伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐、更新伐又は一貫作業の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。
- 9 査定単位の一部に、以下に掲げる間伐、更新伐又は一貫作業が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位、当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位又は当該一貫作業とその他の一貫作業の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。
  - ア 施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）1 ha当たりの伐採木の搬出材積が10m<sup>3</sup>に満たない間伐、更新伐又は一貫作業
  - イ 伐採方法が異なる間伐又は更新伐
  - ウ 路網や作業ポイントが異なる間伐、更新伐又は一貫作業

#### （査定係数）

第10 査定係数については、要綱第5条に定めるほか、次のとおりとする。

- (1) 森林経営計画等（森林経営計画、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）又は実施権配分計画をいう。以下同じ。）に基づいて行うものには、森林経営計画等において計画された施業のほか、当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）並びに当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等、立木の倒伏等に対応した雪起こし又は倒木起こしを含む。
- (2) 以下のいずれかで実施されるものについては、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。
  - ア 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち森林経営計画策定者が施業代行者として行うもの
  - イ 要綱別表3における森林環境保全直接支援事業の(3)の(ア)において査定係数90で実施する「人工造林及び樹下植栽等」の伐採造林届出書に基づいて行うもの
  - ウ 要綱別表3における森林環境保全直接支援事業の(3)の(イ)において査定係数90で実施する「下刈り」等の施業代行者が実施するもの
- (3) 要綱別表3における森林環境保全直接支援事業において森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うものには、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）を含む。
- (4) 要綱別表3における森林環境保全直接支援事業で行う人工造林等において、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採に対し、伐採造林届出書を提出しなかつたことについて、事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあっては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うこととする。
- (5) 災害等により被害を受けた施行地であって、当該災害発生年度の事業に係る施行地のうち本事業に係る補助金の交付を受けていないものについては、植栽等の事業内容の確認が可能なものに限り、事業が完了したものとみなして補助金を交付して差し支えない。この場合、事業が行われ

たことを証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

- (6) 市町村が請負に付して実行した事業（森林作業道整備のうち（7）により補助金額の算出を行うものを除く。）に係る補助金額は、標準経費と実行経費とのいずれか低い額に査定係数の百分の一と補助率を乗じて（査定係数が適用されない事業内容にあっては当該いずれか低い額に補助率を乗じて）求めるものとする。
- (7) 森林作業道整備のうち「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知。以下「標準単価設定通知」という。）第2の9の（3）に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助金額は、次のアトイを加算した額又はウに査定係数の百分の一と補助率を乗じて求めるものとする。
- ア 当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野長官通知）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野長官通知）に基づき算出される経費
- イ 標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費
- ウ 事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額

（表）第10の（6）及び（7）について

	事業主体	自ら実施	請負に付して実施
全施業種	市町村	標準経費	【第10の（6）】 ①と②のどちらか低い額 ①標準経費 ②実行経費
	その他事業体		標準経費
標準断面又は標準設計が適用できない部分がある森林作業道	市町村	【第10の（7）のア及びイ】 設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額	【第10の（7）のウ】 ①と②のどちらか低い額 ①設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額 ②実行経費
	その他事業主体		

#### （完成検査）

第11 所長は、要綱第6条第1項の規定による補助金交付申請書又は要綱第8条の規定による事業完了報告書を受理したときは、その内容を検討のうえすみやかに完成検査を行うものとする。

2 完成検査は神奈川県造林補助事業検査要領に基づきを行い、検査終了後すみやかに検査調書（第7号様式）をとりまとめ部長に報告するものとする。

#### （額の確定）

第12 所長は、完成検査に合格した施行地について、すみやかに補助金の交付の決定及び額の確定を行い補助金交付決定通知書（第8号様式）により申請者へ通知するものとする。

2 所長は、要綱第6条第2項の規定による申請に係るものは完成検査終了後すみやかに補助金の額の確定を行うものとする。

#### （申請書に記載する面積等算出）

第13 要綱第6条に定める補助金交付申請及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、この場合は、完成検査時に検査員は必要に応じ交付申請者に主要測点の復元を求め、検査するものとする。

また、間伐、更新伐及び一貫作業に係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合に

は、それぞれを記載するものとする。

#### (書類の整理)

第14 要綱10条第1項における別に定める書類とは次の各号とおりとする。

- (1) 要綱別表5の補助金交付申請内訳表(別紙1)、要綱別表6の平均胸高直径調査表(別紙5)、搬出材積集計表(別紙6)及び社会保険等の加入状況調査表(別紙7)の証明書等の証拠書類(実質的な管理・監督の状況の記録を含む。)
  - (2) オルソ画像等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータ。
  - (3) 要綱別表3の森林環境保全直接支援事業(1)及び(2)に掲げる査定係数が適用される事業に係る補助金の交付申請においては、森林経営計画書又は実施権配分計画(事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請を行う場合はその写し。)
  - (4) 森林作業道の開設又は復旧を行った場合は、森林作業道を管理する趣旨の権原を有する者を明らかにする書面
  - (5) 特定機能回復事業における協定については、地方公共団体等と森林所有者による協定等であって、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めた協定書の写し。
- 2 前項の(1)から(4)の書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、補助事業者はこれらの書類を保管し、竣工検査時及び知事が必要とした場合に、検査員へ提示するものとする。  
また、補助金の受領後、必要に応じて以下に類する書類等及びその根拠書類を整備するものとする。
- (1) 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿(別記様式16の例による。)
  - (2) 施行地ごとの施行台帳(別記様式17の例による。)
  - (3) 補助金及び経費明細書(別記様式18の例による。)。なお、必要に応じ、補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書(別記様式19の例による)を森林所有者等に通知するものとする。
- 3 知事は、本事業に係る補助金交付申請事務について、効率的に行えるように申請者を指導するとともに、当該申請により受領し検査を行った施行地の情報等(位置、区域、面積等)についてGIS等で管理し、今後の検査等への活用に努めるものとする。

#### (事業完了前の申請)

第15 要綱第6条第2項に規定する「知事が特に必要と認めた場合」とは、市町村が事業主体であるものとする。

- 2 要綱第6条第2項の規定による補助金交付申請書を受理したときは、次の項目について審査を行い、適正と認められる場合、補助金の交付の決定を行い、補助金交付決定通知書(第9号様式)により申請者へ通知するものとする。
- (1) 事業計画の達成される見込みが確実であること。
  - (2) 分取林にあっては、契約書の内容が適正と認められるものであること。

#### (森林組合の取扱手数料)

第16 要綱第6条第4項の定めにより委任を受けた森林組合は、補助金申請に係る事務を行うものとし、その取扱手数料は原則として実費とする。

#### (転用関係)

第17 森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領(平成24年5月10日24林整整第41号林野庁長官通知)第3の4における公用、公共用及び天災地変その他止むを得ない理由のため補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内に森林以外の用途へ転用する場合には、要綱第7条の2(3)の規定に係わらず、補助金相当額の返還の減免につき所長に森林外転用に係る協議書(第10号様式)により協議することができるものとする。

(台帳の整備及び転用制限の周知徹底)

第18 所長は、要綱第7条の補助事業施行地の転用制限に係る条件の実行を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 補助事業が完了したときは、年度別に補助事業施行地台帳（第12号様式）を整備すること。
- (2) 補助金の交付に際し、造林者又は代理受領者に対し補助金交付の条件を明示するとともに、代理受領者の場合はその委任者にも十分趣旨の徹底を図ること。

(補助金交付確認書)

第19 所長は、要綱第9条に規定する精算報告書を受理したときは、補助金の精算状況を確認し補助金交付確認報告書（第12号様式）を部長に提出するものとする。

(特記事項)

第20 所長は、当該年度の事業が完了したときは、翌年度の4月15日までに、造林補助事業補助金交付明細書（第13号様式）を部長に提出するものとする。

- 2 補助金の交付決定の対象となった事業に係る森林所有者は、当該事業に係る森林について、成林に必要な保護管理を行うとともに、森林保険の加入に努めるものとする。
- 3 事業主体は、事業の実施に当たり、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。
- 4 事業主体は、事業の実施に当たり、「造林に係る省力化・低コスト化技術指針」（令和7年3月31日付け6林整整第860号林野庁長官通知）に基づき、造林作業の省力・低コスト化に係る取組の着実な推進に努めるものとする。
- 5 事業主体は、事業の実施に当たり、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和7年3月31日付け6林整森第264号）に基づき、森林の生物多様性保全に資する取組の推進に努めるものとする。
- 4-6 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。

(代理申請)

第21

- ア 代理申請者は、原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届（別記様式18の例による。）の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とする。
- イ 代理申請者は、補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払いを遅延したり、他に流用することがないようにするものとする。
- ウ 受領した補助金は、県が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、この場合、直接その事業に関係ある交付要綱別紙4に記載のある経費については、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができるものとする。
- エ 補助金事務取扱手数料は、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図るものとする。

(受託事業に係る経費の透明化について)

第22 知事は、森林所有者からの受託により事業を実施しようとする事業主体に対し、あらかじめ事業に係る経費の見込み（別記様式21の例による。）を示すとともに、事業終了後は、速やかに当該経費の明細書等（別記様式22の例による。）を森林所有者に報告するよう指導すること。

附 則

- 1 この要領は平成27年4月1日から施行する。

2 神奈川県林業形成促進事業実施要領は廃止する。

附 則

1 この要領は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は令和 5 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

1 この要領は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要領は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第1象限狀

年度造林（公共）事業計畫書

名师讲堂

(単位: ha・千円)

第2章語彙

### 年度造林(单独)事業計畫書

十一

(単位: ha・千円)

第3号様式

年　月　日

緑政部長 様

所長

森林環境保全整備事業計画承認申請書

神奈川県造林補助事業実施要領第6の規定により、森林環境保全整備事業計画を、次のとおり承認申請します。

事業量 ( 年度～ 年度まで)

(1) 森林環境保全直接支援 (単位 : ha, m)

事業内容	事業名	森林環境保全 直接支援事業	合計
人工造林			
樹下植栽等			
下刈			
雪起こし			
倒木起こし			
枝打ち			
除伐			
保育間伐			
間伐			
更新伐			
一貫作業			
付帯 施設 整備	鳥獣害防止施設等整備		
	荒廃竹林整備		
	林内作業場及び林内かん水施設整備		
	林床保全整備		
森林作業道			
計	森林整備 (ha)		
	森林作業道 (m)		

単位 : 千円

総事業費		
------	--	--

注1 : この様式における数量および金額については、公共のみを対象とすること。

第4号様式

年　月　日

緑政部長 様

所長

森林環境保全整備事業計画変更承認申請書

年　月　日付けて承認通知のあった地域森林環境保全整備事業計画について、内容の変更をしたいので承認されたく、神奈川県造林補助事業実施要領第6の3の規定に基づき、次の資料を添付して申請します。

- 1 地域名
- 2 関係資料（別添）
  - (1) 地域森林環境保全整備事業計画の変更の理由
  - (2) 地域森林環境保全整備事業計画の変更内容
  - (3) 地域森林環境保全整備事業計画表（変更計画）

第5号様式

年　月　日

所長 様

緑政部長

森林環境保全整備事業計画承認通知書

年　月　日付けで申請のあった地域森林環境保全整備事業計画を承認したので通知する。

第6号様式

森林作業道台帳							索引番号	
台帳整理番号		台帳登載年月日		森林作業道管理者名				
路線名		森林經營計画		位 置				
				場 所	林 班 名	接続道路		
		計画期間	起点					
	終点							
施行年度	業務名	開設・改良等の別	開設延長(m)	全幅員(m)	主な工種・数量	請負金額(千円)	請負業者	備 考
○森林作業道開設に当たり特に留意するべき事項								

注1：位置図（1/25,000）、平面図（1/1,000～5,000）を添付。ただし、設計図等の位置図・平面図を準用しても差し支えないものとする。

注2：延長・全幅員は開設延長のみ記載する。

注3：備考欄には（ ）書きで、作業道のみの直接工事費を記載する。

注4：記載内容に変更があった場合には、事業完了の翌年度の6月30日までに内容を記載するものとする。

第7号様式

### 年度造林補助事業（ ）完成檢查調書

年      月      日

検査員職氏名  
県職員立会者氏名

注1：検査員は申請者への通知内容を本調書の欄外に記載すること。

## 年度造林補助事業補助金交付決定通知書

年　月　日

様

年　月　日付けで申請のあった、　年度造林補助事業（　　）

補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり決定したので、規則第6条の規定により通知します。

1 補助金額　　円

（※消費税が含まれる標準単価を適用している場合や当該補助金額に消費税が含まれる場合には、それぞれ、その旨わかるように、括弧書きで書き添えること。）

2 補助率

3 補助条件

(1) この補助金の対象となる事業は、年　月　日付けで申請のあった　年度　造林補助事業（　　）とし、その内容は申請のとおりとします。

(2) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

イ 補助金を他の用途に使用したとき、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容、若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき

(3) 事業主体は成林に必要な管理に努め、火災その他災害があったときは、すみやかに知事にその状況を報告しなければならない。

(4) 事業主体は、森林法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令の規定を遵守して事業を実施すること。

(5) 補助金の返還については、「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領」（平成19年8月22日付け19林整整第315号林野庁長官通知）に基づき行うものとする。

(6) 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金の返還額については、査定単位ごとに求めるものとする。

(7) 森林環境保全直接支援事業のうち、森林経営計画等に基づいて行った事業について、当該森林経営計画等の認定の取消を受けた場合は、交付決定を受けた補助金額（森林経営計画等以外の査

定係数が適用される場合は、その査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額)を返還しなければならない。なお、森林環境保全直接支援事業のうち森林経営計画等に基づいて行うものについては、原則として、当該事業で実施される施業の開始時点までに、当該施業が当該森林経営計画等において計画されていること。

(8) 事業主体は、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内(特定機能回復事業にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間)に次に掲げる行為をしようとする場合はあらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。

ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用(補助事業の施行地を売渡し、若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)又は、補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為  
イ その他補助目的を達成することが困難となる行為

(9) 事業主体は、更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還しなければならない。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

(10) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。ただし、当該一体的に実施すべき事業には森林環境保全整備事業以外の事業を含まないものとする。

(11) 「面的複層林施業の実施について」(令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。)における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還しなければならない。

(12) 森林環境保全直接支援事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、森林経営管理法第40条第1項及び第2項の規定により当該実施権配分計画が取消となった場合は、当該取消となった実施権配分計画に基づき、当該取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額(要綱別表3の森林環境保全直接支援事業(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、当該事業が要綱別表3の森林環境保全直接支援事業(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあっては、その査定係数を適用して算定される補助金相当額との差)を返還すること。

(13) その他「規則」、「要綱」の定めるところに従うこと。

4 事業主体は、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除額報告書(要綱第2号様式)(以下、「報告書」)をすみやかに知事に提出しなければならない。また、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定し、これを補助額から減額する必要がある場合には、その全部又は一部を減額又は知事に返還しなければならない。

(※標準単価Ⅲを適用した場合は、当該記載を削除し、以下の記載内容を前項に詰めること。)

5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を10年間保管しなければならない。

また、保存期間が満了しない間に団体を解散させる場合には、その権利義務を継承する者(権利

義務を承継する者がいない場合は知事)に帳簿及び証拠書類を引き継がなければならない。

6 所在地又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければならない。

7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取り下げをすることができます。

(問合せ先、○○○○)

## 年度造林補助事業補助金交付決定通知書

年　月　日

様

年　月　日付けで申請のあった、　年度造林補助事業（　）

補助金の交付については、補助金の交付等に関する規則第4条の規定により、次の条件をつけて決定した。

1 補助金交付の対象となる事業内容は申請書記載のとおりとする。

2 補助金額　円

補助金査定の明細は別記内訳書のとおり、ただし、補助金の額の確定は事業完了後の完成検査結果によって行う。

3 補助条件

(1) この補助金の対象となる事業は、年　月　日付けで申請のあった　年度　造林補助事業（　）とし、その内容は申請のとおりとします。

(2) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、取り消した部分に係る補助金を返還させ、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴収することがあります。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

イ 補助金を他の用途に使用したとき、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容、若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示、若しくは命令に違反したとき

(3) 事業主体は成林に必要な管理に努め、火災その他災害があったときは、すみやかに知事にその状況を報告しなければならない。

(4) 事業主体は、森林法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令の規定を遵守して事業を実施すること。

(5) 補助金の返還については、「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領」（平成19年8月22日付け19林整整第315号林野庁長官通知）に基づき行うものとする。

(6) 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金の返還額については、査定単位ごとに求めるものとする。

- (7) 森林環境保全直接支援事業のうち、森林経営計画等に基づいて行った事業について、当該森林経営計画等の認定の取消を受けた場合は、交付決定を受けた補助金額（森林経営計画等以外の査定係数が適用される場合は、その査定係数を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還しなければならない。なお、森林環境保全直接支援事業のうち森林経営計画等に基づいて行うものについては、原則として、当該事業で実施される施業の開始時点までに、当該施業が当該森林経営計画等において計画されていること。
- (8) 事業主体は、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（特定機能回復事業にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間に次に掲げる行為をしようとする場合はあらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。
- ア 当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売渡し、若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は、補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為
- イ その他補助目的を達成することが困難となる行為
- (9) 事業主体は、更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還しなければならない。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。
- (10) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。ただし、当該一体的に実施すべきには森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。
- (11) 「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知。以下「面的複層林施業通知」という。）における更新伐を実施した箇所について、立木の材積が事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき又は完了年度の初日から起算して10年以内に伐区の隣接区域において更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還しなければならない。
- (12) 森林環境保全直接支援事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、森林経営管理法第40条第1項及び第2項の規定により当該実施権配分計画が取消となった場合は、当該取消となった実施権配分計画に基づき、当該取消を受けた日から起算して過去5年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（要綱別表3の森林環境保全直接支援事業(2)に掲げる査定係数が適用される事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、当該事業が要綱別表3の森林環境保全直接支援事業(3)に掲げる査定係数が適用される場合にあっては、その査定係数を適用して算定される補助金相当額との差）を返還すること。
- (13) その他「規則」、「要綱」の定めるところに従うこと。

4 事業主体は、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする補助金の場合にあっては、補助金の減額や返還の有無に関わらず消費税仕入控除額報告書（要綱第2号様式）（以下、「報告書」）により、報告をしなければならない。なお、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることが確定した場合には、報告書によりその金額の総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

5 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を10年間保管しなければならない。

また、保存期間が満了しない間に団体を解散させる場合には、その権利義務を継承する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に帳簿及び証拠書類を引き継がなければならない。

6 所在地又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもって知事に届け出なければならない。

7 この補助金の交付の決定の内容又は条件に不服のあるときは、この交付決定通知書を受理した日から起算して10日以内に申請の取り下げをすることができます。

(問合せ先、○○○○)

森林外転用に係る協議書

年　　月　　日

様

住所  
氏名

年度神奈川県造林補助事業（　　）の施行地を次の事由により転用したいので、神奈川県造林補助事業実施要領第 17 条の規定により協議します。

1 施行地

2 補助金受領者

3 補助金受領額

4 転用の事由

5 他法令との関連

6 その他必要な事項

第 11 号様式

年度造林補助事業施行地台帳（ ）

番号	補助金代理受領者	施行地所在地	施行者	事業の内容	補助区分	樹種	面積	苗木本数	補助金	備考

注 1：別に施業図、検査野帳を整理しておくこと。

注 2：総括位置図（50,000 分の 1）を添付すること。

第12号様式

年 月 日

様

所長

年度造林補助事業（ ）補助金交付確認報告書

年度造林補助金交付額 円												
取扱別	森 林 組 合 その他の名称	補助金 一括 交付額	造林補助金精算報告書確認結果									備考
			銀行等払込			本人直渡			その他			
①	②	③	①	②	③	支 払	①	②	③			
森	林	円			良 件		良 件			良 件		
組	合				否 件		否 件			否 件		
取	扱											
分	計											
そ	の											
他	取											
取	扱											
分	計											
	合 計											

確認結果の良否件数のうち、否件数がある場合は、今後の処置ならびに指導方法について記載して下さい。

番号	行政 C	事業主体区分	事業主体区分	施業主体	施行地	大字	字	地番	単・複別	事業区分	補助区分	樹種	ha 本数	本数	事業量	事業面積	単価	間接費率	間接費	合計	事業費	査定係数	査定事業費	補助率	県補助金	公単別	国庫補助金額	氏名	適用単価区分	備考

注1：事業量で記載する数値の単位がヘクタールである事業内容については、事業面積の欄は「一」とする。

別記様式 16

収入及び支出を明らかにした帳簿

申請単位番号	年月日	摘要	収入 円	支出 円	差引額 円	備考

注 1 :「摘要」欄には、収入（支出）先を記載する。

注 2 :「備考」欄に事項（苗木代、肥料代等）を記載する。

別記様式17

### 年度(第 期)施行台帳

(单位:ha、m、%、円)

注1：施行地ごとに、収入及び支出を整理する。

注2:収入及び支出の科目は適宜修正することができる。

別記様式18

### 年度(第 期)補助金及び経費明細書

(单位:ha、m、%、円)

注1：補助金配付を金融機関の預金口座を利用して行った場合は、振込書を整理しておくこと。

注2:補助金配付を現金で行った場合は、受領書を申請番号順に整理しておくこと。

注3:補助金に係る収支を整理するものであるため、精算内訳は補助金により賄うべきもののみとする。

〇〇年度（第〇期）補助金及び経費通知書

事業主体 〇〇 〇〇 様

代理人 〇〇森林組合  
組合長 〇〇 〇〇

申請の委任があった〇〇年度（第〇期）森林環境保全整備事業（造林関係）補助金について、今回補助金額が決定、交付されました。つきましては、依頼を受けた条項に基づき、下記のとおり精算の上、配付することとなりましたので通知します。

なお、補助金の交付には条件が付されていますので、遵守されるよう併せて通知します。

記

1 補助金額

〇〇年度第〇期 交付額 円

2 精算額

(1) 事務取扱手数料 円  
(2) 〇〇〇の立替代金 円  
(3) 森林保険料 円

計 円

3 差引支払額 円

4 配付方法

〇年〇月〇日、〇〇銀行貴殿預金口座に振り込みました。

(現金交付の場合は、「〇年〇月〇日～〇年〇月〇日の〇時から〇時の間に、本状及び印鑑を持参の上、必ずご本人が〇〇までお出かけください。」とする。)

5 交付条件

## 別記様式20

## ○年度 第○期 森林整備完了届(例)

★ 申請 単位 番号	★ 整理 番号	★申請番号 (コード番号)	施行地		★林小班			作業種	樹種	林齡 (植栽年度)	面積 (延長)	間伐率	森林經營計画 等	集約化実施計 画	事前計画 提出日 (人工造 林、間伐、 更新伐)	図 面 番 号	育 单 ・ 育 複 別	備考	★所有 者、地番 確認
			(大字字)	(地番)	林班	小班	枝番												
小計		○○○	1234	20	1	ア	間伐 (定性) 間伐 (列状) 間伐 (定性)	スギ	35	2.30	30	202-14-303	-	250501	①	单	(経営計画)		
		○○○	5678	20	2	イ		スギ	40	1.22	30	202-14-303	-	250501	②	单			
		○○○	910	20	3	ウ		スギ	35	1.88	30	202-14-303	-	250501	③	单			
小計		○○○	111	30	1	ア	間伐 (列状) 間伐 (列状)	スギ	47	2.98	30	202-14-101	240-15-222	250501	④	单	(経営計画)		
		○○○	222	30	2	ア		スギ	50	2.33	30	-	240-15-222	250501	⑤	单	(特定間伐)		
		○○○	333	210	3	ア	保育間伐	スギ	30	0.61 0.61	30	202-14-384	-	-	⑥	单	(経営計画) 胸高直径調査表		
小計		○○○	444	214	1	ア	除伐	スギ	20	1.12 1.12		202-14-384	-	-	⑦	单	(経営計画)		
		合計								11.83									
		使用苗木				完了年月日	年 月 日			これまでに、この場所のこの事業につき補助金又は融資を受けたこと						有・無			
その他必要な事項																			
上記のとおり完了したので届けます。なお、森林環境保全整備事業補助金交付申請の手続きをお願いします。																			
年 月 日																			
○○森林組合長 ○○ ○○様																			
事業者 住所 氏名																			

## 記載の注意

- 1)★印は森林組合が記載します。
- 2)事業箇所の番地は正確に書いてください。
- 3)事業者氏名は、施行地の所有者(登記されている人又は税を納めている人)の名前でお願いします。
- 4)所有者や地番等がわからないときは御相談ください。
- 5)記載欄が不足する場合は、別紙で表をつけてください。

注1:「所有者、地番確認欄」は、「林地台帳」等と記載する。

注2 完了届は、申請番号の順に綴じて森林組合等において保存する。

注3:個人ごとの別紙とせず、一覧表形式にすることができる。

## 別記様式21

## 見積書（例）

所在地	市町村		大字・字		地番		林班		小班		枝番		所有者			
森林現況	面積		ha	樹種			林齡			年生	成立本数		本	立木材積	$m^3$	
施業内容	伐採率		%	伐採本数			本	搬出本/ha	材積				$m^3/ha$	作業道開設	1	$hm$

## 事業費内訳

調査・選木	面積	ha × 単価	円/ha	①
作業道設計	延長	m × 単価	円/m × 負担割合	% ②
伐採	除伐・切捨て	面積	ha × 単価	円/ha
	伐倒	本数	本 × 単価	円/本
	造材	搬出材積	$m^3 \times$ 単価	$m^3/ha$
	集材	搬出材積	$m^3 \times$ 単価	$m^3/ha$
	小計			③
作業道開設	開設	延長	m × 単価	円/m ④
	資材1	構造物	個 × 単価	円/個 ⑤
	資材2	構造物	個 × 単価	円/個 ⑥
	資材3	構造物	個 × 単価	円/個 ⑦
	負担割合	④～⑦の計	円 × 負担割合	% ⑧
機械回送	台数	台 × 単価	円/台 × 負担割合	% ⑨
直接事業費計	①②③⑧⑨の計			⑩
諸経費	⑩	×		% ⑪
手数料	⑩⑪の計	×		% ⑫
消費税	⑫の 8 %			⑬
事業費計	⑩～⑬の計			⑭

## 補助金

造林補助金	事業名 ( )	ha	
作業道開設補助金	事業名 ( )	m	
計			⑯

## 森林保険料

保険料（1年分）	面積	ha × 単価	円/ha	⑯
----------	----	---------	------	---

想定見積額	⑯ - ⑰ + ⑯	
-------	-----------	--

現況写真	施業地図面
------	-------

注1：森林の状況（施業の必要性）、施業内容、目標林型、次回の施業方針等を説明する。

注2：他の施業の場合は、施業内容及び事業費内訳を適宜修正する。

## 別記様式22

## 精算書（例）

年 月 日

様

○○森林組合  
組合長 ○○ ○○

下記について、別紙のとおり経費を精算しました。

契約締結 年月日		年 月 日		工期	着工	年 月 日		完了	年 月 日			
所在地	市町村		大字・字		地番	林班	小班	枝番	所有者			
	面積		ha	樹種		林齡		年生	成立本数	本	立木	m <sup>3</sup>
森林現況	伐採率	%	伐採本數		本/ha	搬出材積				m <sup>3</sup>	作業道開設	m <sup>3</sup> /ha

(別紙)

## 事業費内訳

調査・選木	面積	ha × 単価	円/ha	①
作業道設計	延長	m × 単価	円/m × 負担割合	% ②
伐採	除伐・切捨て	面積	ha × 単価	円/ha
	伐倒	本数	本 × 単価	円/本
	造材	搬出材積	m <sup>3</sup> × 単価	m <sup>3</sup> /ha
	集材	搬出材積	m <sup>3</sup> × 単価	m <sup>3</sup> /ha
	小計			③
作業道開設	開設	延長	m × 単価	円/m ④
	資材1	構造物	個 × 単価	円/個 ⑤
	資材2	構造物	個 × 単価	円/個 ⑥
	資材3	構造物	個 × 単価	円/個 ⑦
	負担割合	④～⑦の計	円 × 負担割合	% ⑧
機械回送		台数	台 × 単価	円/台 × 負担割合 % ⑨
直接事業費計		①②③⑧⑨の計		⑩
諸経費		⑩	×	% ⑪
手数料		⑩⑪の計	×	% ⑫
消費税		⑫の8%		⑬
事業費計		⑩～⑬の計		⑭

## 補助金

造林補助金	事業名 ( )	ha	
作業道開設補助金	事業名 ( )	m	
計			⑯

## 森林保険料

保険料（1年分）	面積	ha × 単価	円/ha	⑯
----------	----	---------	------	---

精算額	⑯ - ⑰ + ⑱	
-----	-----------	--

現況写真	施業地図面
------	-------

注1：森林の状況（施業の必要性）、施業内容、目標林型、次回の施業方針等を説明する。

注2：他の施業の場合は、施業内容及び事業費内訳を適宜修正する。